

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)  
補助金(支援金)を受け取った事業者の皆様へ  
～消費税の仕入控除税額の報告について～

## 1. 仕入控除税額の報告とは

沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金交付要綱第17条及び沖縄県国民健康保険団体連合会への委託業務に係る事務取扱実施要綱第19条により、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならないとされています。

消費税や仕入控除税額等については、次の国税庁のホームページをご確認下さい。

消費税等へのご質問は、税務署又は税理士等へお問い合わせください。

(参考) 国税庁ホームページ 消費税のあらまし(令和4年6月)

URL: <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

## 2. 報告の方法

### (1) 報告対象事業者

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税に係る仕入控除税額が確定した事業者(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

慰労金のみ申請は報告不要です。

免税事業者(消費税の申告義務がない事業者)は報告不要です。

返還の有無については、次ページの「3. フローチャート」で確認してください。

### (2) 報告の時期

令和4年12月9日(金)までに報告してください。

消費税に係る仕入れ控除税額が確定後、速やかに報告することとなっていますので、上記の報告期限に間に合わない場合であっても、報告するようにしてください。

### (3) 提出方法

下記のメールアドレスに提出してください。

提出メールアドレス [kaigo567koufukin@pref.okinawa.lg.jp](mailto:kaigo567koufukin@pref.okinawa.lg.jp)

提出時の留意事項

ア 報告様式は、沖縄県高齢者福祉介護課のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

イ メールの件名は、次の通りとしてください。

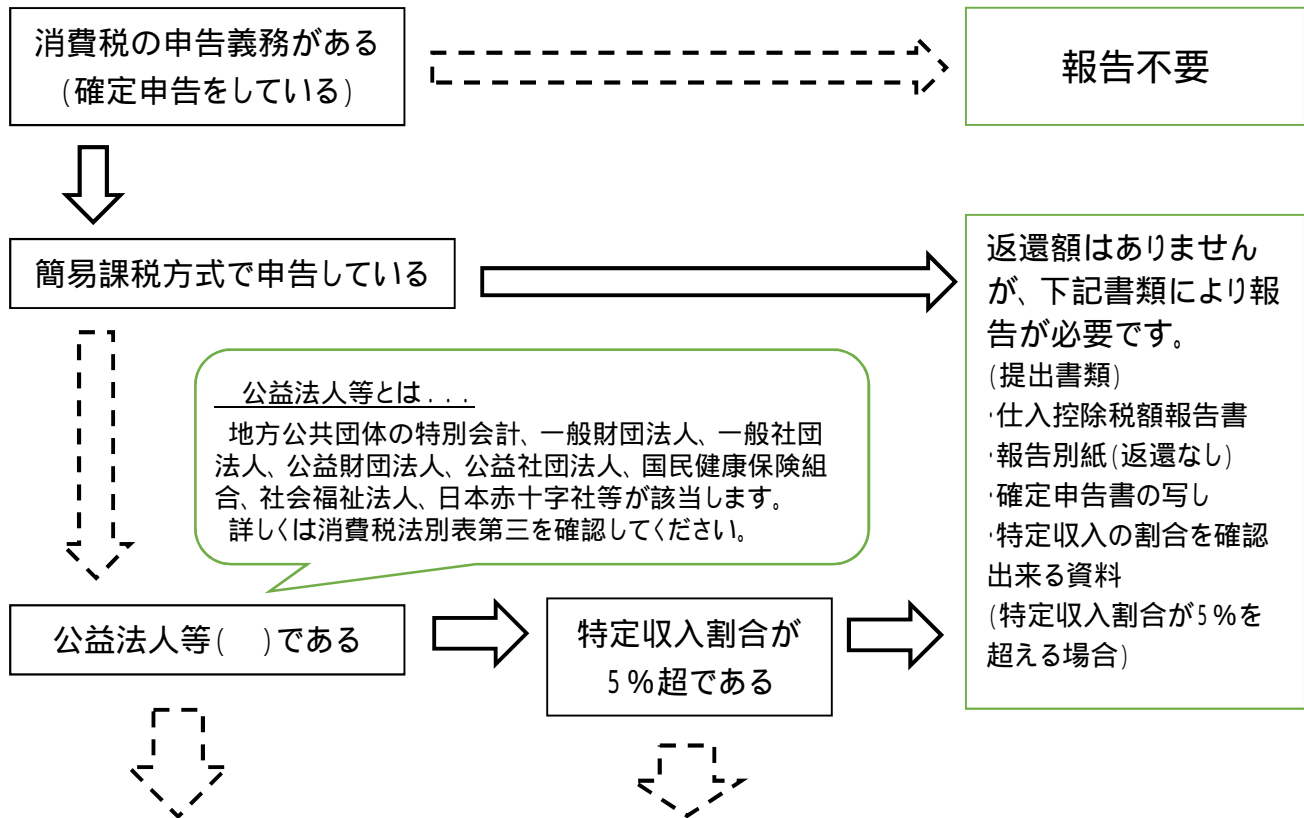
[仕入控除報告\_事業者名] 沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

ウ 報告された仕入控除税額(返還額)については、後日、県より返還の納付書を送付しますので、納付書に記載の金融機関窓口でお支払いをお願いします。

### 3. フローチャート

フローチャートに基づいて、必要な書類を提出してください。

⇒ はい    〰〰〰〰〰〰 いいえ



補助金の返還を要する場合があります、下記書類により報告が必要です。

<p><b>個別対応方式</b>により消費税の申告を行っている (提出書類) ・仕入控除税額報告書 ・報告別紙(個別対応方式) ・確定申告書の写し ・課税売上割合等が把握できる資料</p> <p>補助対象経費に係る消費税額を個別対応様式において、「非課税売り上げのみに要する」として申告している場合は、返還額は生じません。</p>	<p><b>一括比例対応方式</b>により消費税の申告を行っている (提出書類) ・仕入控除税額報告書 ・報告別紙(一括比例対応方式) ・確定申告書の写し ・課税売上割合等が把握できる資料</p>	<p>課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下 (提出書類) ・仕入控除税額報告書 ・報告別紙(全額控除等) ・確定申告書の写し ・課税売上割合等が把握できる資料</p>
---	--	--